

「訪問看護」
「介護予防訪問看護」
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

契約書

社会福祉法人同和園
同和園訪問看護ステーション

利用者 _____様（以下「利用者」という。）と同和園訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、事業所が利用者に対して行う訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的）

- 1 事業所は、健康保険法および介護保険法その他の法令及びこの契約に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。
- 2 事業所は、介護保険訪問看護サービスの提供にあたっては、利用者の要介護（要支援）（以下「要介護」という）状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約は、契約日から利用者の健康保険、介護保険認定の期間満了日までとします。
- 2 健康保険、介護保険の期間が更新され前項の契約期間の終了日の7日前までに利用者から契約終了の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとします。

第3条（運営方針等）

- 1 事業所の運営方針、訪問看護サービスの内容、職員体制等は、重要事項説明書に記載のとおりです。

第4条（訪問看護計画の作成・変更）

- 1 当事業所は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び要望を踏まえて、「居宅サービス計画書」「介護予防サービス計画書」に沿って「訪問看護計画書」「介護予防訪問看護計画書」を作成し、利用者又はその家族に説明し、同意を得、交付します。
- 2 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い訪問看護計画の変更を行います。
 - ①利用者の心身の状況、その置かれている環境の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
 - ②利用者が、訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 4 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅

介護支援事業所に連絡するなど必要な対応を行います。

- 5 事業所は、訪問看護計画を作成・変更をした際には、これを利用者及びその家族又は後見人（以下「利用者等」という。）に説明し、その同意を得るものとします。

第5条（主治医との関係）

- 1 事業所は、主治医から「訪問看護指示書」により指示を受け、訪問看護サービスの提供を開始します。
- 2 事業所は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医と綿密な連携を図ります。

第6条（訪問看護サービスの内容及びその提供）

- 1 事業所は、訪問看護職員を派遣し、重要事項説明書に記載した内容の訪問看護サービスを提供します。
- 2 事業所は、利用者に対して訪問看護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業所が作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。
- 3 事業所は、利用者の訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その終了日から5年間保存します。
- 4 利用者及び後見人（後見人がいない場合は家族）は、必要がある場合は、事業所に対して前項の記録の閲覧及び複写（料金：1枚につき10円）を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業所の業務に支障のない時間に職員立ち合いのもと行うこととします。

第7条（居宅介護支援事業所等との連携）

- 1 事業所は、利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業所又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第8条（協力義務）

- 1 利用者は、事業所が訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り協力をお願いします。

第9条（苦情対応）

- 1 事業所は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業所が提供した訪問看護サ

サービスについて、利用者等からの苦情の申し立て等を受けたことを理由として、利用者
に不利益な取り扱いをすることはありません。

第10条（緊急対応）

- 1 事業所は、訪問看護サービスの提供を行っている時に利用者の容態に急変が生じた場合、
必要に応じて応急手当を行うとともに、速やかに主治医と連絡を取るなど必要な対応を講じ
ます。

第11条（費用）

- 1 事業所が提供する訪問看護サービスに関する料金は、健康保険法および介護保険法その他
の法令に基づき算定します。
- 2 事業所が提供する訪問看護サービスの利用料その他の費用は、重要事項説明書に記載のと
おりです。
- 3 利用者は、前項の費用の額をもとに算定された利用者負担額を、サービスの対価として事
業所に支払います。
- 4 事業所は、事業提供範囲にない利用者の居宅を訪問して訪問看護サービスを行う場合には、
あらかじめ利用者に対して、サービス内容及び費用について説明を行い、それに要した
交通費を利用者に請求することができるものとします。
- 5 事業所は、利用者が正当な理由なく訪問看護サービスの利用をキャンセルした場合には、
重要事項説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができるものとします。
- 6 事業所は、訪問看護サービスの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、
1ヵ月前までに利用者に対して書面により通知します。

第12条（利用者負担額の滞納）

- 1 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2ヵ月以上滞納した場合は、事業所は30日以上
の期間を定めて、契約を解除する旨の催告をすることができるものとします。
- 2 前項の催告をした場合、事業所は利用者の日常生活を維持する見地から、利用者、家族お
よび関係機関と計画の変更、保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うもの
とします。
- 3 事業所は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に利用者負担額
の支払いをしなかった時は、この契約を解除することができるものとします。

- 4 事業所は、前項の規定により契約を解除するまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

第13条（秘密保持）

- 1 事業所は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者等の秘密を洩らしません。
- 2 事業所及び従業員は、サービス担当者会議などにおいて、利用者等に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者等に使用目的等を説明し同意を得なければなりません。

第14条(利用者の解除権)

- 1 利用者は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができるものとします。

第15条（事業所の解除権）

- 1 利用者が法令違反、訪問看護サービスの提供を阻害する行為をなし、事業所からの申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難と事業所が判断した場合。
- 2 利用者もしくはその家族が、訪問看護職員および事業所職員等に対してハラスメント行為を行い、継続したサービス提供が困難と事業所が判断した場合。
- 3 事業所は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、主治医、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所、公的機関等と必要な協議を行い、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとします。

第16条（契約の終了）

- 1 次に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、この契約は終了するものとします。
 - ① 利用者が要介護（支援）認定を受けなくなったとき
 - ② 第2条第2項により、契約期間の終了日の7日前までに利用者からの契約終了の意思表示があり、契約期間が終了したとき
 - ③ 利用者が、第14条により契約を解除したとき
 - ④ 利用者が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
 - ⑤ 利用者が死亡したとき
 - ⑥ 事業所が、第15条により契約を解除したとき

第17条（損害賠償）

- 1 事業所は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者等に連絡するとともに必要な措置を講じます。
- 2 事故により利用者の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所に明らかに過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合には、損害賠償の額を減額することができるものとします。

第18条（身元引受人）

- 1 事業所は、契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 利用者が代理人を選任するに際して必要がある場合は、事業所は成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業等の情報提供を行います。

第19条（協議事項）

- 1 この契約書に定めのない事項については、健康保険法および介護保険法その他の法令に従い、利用者と事業所の協議により定めるものとします。

この契約の成立を証するため本証を2通作成し、利用者と事業所が署名をして、各自1通ずつ保管するものとします。

年 月 日

【利用者】

私は、本書面に基づいて同和園訪問看護ステーションから訪問看護契約書について説明を受け、同意し、受領しました。

住 所 _____

氏 名 _____

※利用者は、身体の状態等により署名ができないため、私が利用者本人の意思を確認のうえ、利用者に代わってその署名を代筆しました。

【代筆者】

氏 名 _____ (続柄 _____)

【身元引受人】

氏 名 _____ (続柄 _____)

【法定代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

【事業所】

京都市伏見区醍醐上ノ山町 11 番地

社会福祉法人同和園

同和園訪問看護ステーション

代表者 理事長 亀谷 英央